

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成31年1月16日（水）

開会 9時30分

閉会 9時54分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、黒田美和委員、
原田佳子委員

4 出席職員

教育長 廣田恵子（再掲）

副教育長 木平芳定、次長（教職員担当）梅村和弘、

次長（学校教育担当）宮路正弘、次長（育成支援・社会教育担当）森下宏也、

次長（研修担当）山本嘉

教育総務課 課長 梶屋眞

教育財務課 課長 藤森正也、班長 天野長志、主査 澤村浩幸、

主任 川上裕正

教職員課 課長 早川巖、班長 大屋慎一、主任 佐野真也

生徒指導課 課長 山口香、班長 風間泰人

子ども安全対策監 小林宏行

5 報告題件名

報告 1 訴えの提起に係る専決処分について

報告 2 平成31年度三重県立学校実習助手採用選考試験の結果について

報告 3 平成30年11月いじめ防止強化月間の取組について

6 審議の概要

・開会宣言

廣田恵子教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（12月14日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

岩崎委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

会議の進行は、報告1から順に報告を受ける順番とすることを決定する。

・審議事項

報告1 訴えの提起に係る専決処分について (公開)

(藤森教育財務課長説明)

報告1 訴えの提起に係る専決処分について

三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、知事が支払督促に係る訴えの提起の専決処分を行ったことを、別紙のとおり平成31年三重県議会定例会2月定例会議へ報告するので、報告する。平成31年1月16日提出 三重県教育委員会事務局 教育財務課長。

1ページ、2ページをご覧ください。県は、次の者を相手として三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起を行いました。

詳細につきましては、3ページの「参考資料1」をご覧ください。三重県高等学校等修学奨学金返還金の貸付対象者の滞納に伴い、三重県教育委員会ではこれまで、当該対象者に対し、電話督促、文書通知、自宅訪問等を行い、納付を促してまいりました。

本件につきましては、平成23年6月から平成28年6月までの間に、債権回収会社(サービサー)に債権の回収を委託し対応してきたところですが、返還金の一部を納付したのみで、今後の納付の連絡もなく、督促にも応じないことから、平成30年3月に知事名で最終催告を行いました。その後指定した期日までに入金がなかったため、民事訴訟法に基づく支払督促申立手続を債務者の住所地を管轄する簡易裁判所に行いました。

当該手続は平成30年10月9日に行いましたが、同月15日から11月13日の間に、相手方から異議申立書が裁判所に提出されましたので、申立時に遡って訴えを提起したとみなされることとなりました。

本件の相手方は、1ページと2ページに記載した者であり、専決処分の日は支払督促を申立てた日である平成30年10月9日になります。

3ページと4ページの表の中には、滞納状況といたしまして、貸付期間と滞納金額を記載しております。

4ページの「3 今後の対応」をご覧ください。県では、支払督促に係る訴えの提起については、議会から知事への委任専決事項に指定されているため、申立日に遡って専決処分を行ったとして、次回の議会に報告をいたします。今後は相手方と話し合い、経済的に困窮しない範囲で分納を求めてまいります。

なお、支払督促制度の概要等は、5ページの「参考資料2」に記載しております。

【質疑】

教育長

それでは、報告1については、いかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告2 平成31年度三重県立学校実習助手採用選考試験の結果について (公開)

(早川教職員課長説明)

報告2 平成31年度三重県立学校実習助手採用選考試験の結果について

平成31年度三重県立学校実習助手採用選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。平成31年1月16日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長。

1枚おめくりください。昨年12月15日に実施しました31年度の県立学校実習助手採用選考試験の結果について報告します。

募集しましたのは、高校の農業、工業（機械系）、工業（建築系）の3区分について募集したところ、別紙のとおり申し込みがあり、採用見込数と同数の各2名、合計6名を合格としました。

本日、受験者へ合否結果を郵送しました。また、合格者の受験番号を県庁玄関に掲示するとともに、三重県教員採用のWebページにも掲載したところです。

【質疑】

教育長

報告2については、いかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告3 平成30年11月いじめ防止強化月間の取組について (公開)

(山口生徒指導課長説明)

報告3 平成30年11月いじめ防止強化月間の取組について

平成30年11月いじめ防止強化月間の取組について、別紙のとおり報告する。平成31年1月16日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長。

説明は、小林子ども安全対策監から行います。

(小林子ども安全対策監説明)

資料の1ページをご覧ください。平成30年4月1日に施行されました「三重県いじめ防止条例」では、毎年4月と11月をいじめ防止強化月間としております。11月の強化月間中のいじめ防止に向けた機運の醸成や、児童生徒の主体的な取組について、ご報告させていただきたいと思っております。

強化月間に合わせて県立学校では、高等学校全日制54校、定時制11校、計65校中42校、特別支援学校では18校中14校が学校の実態に応じて、いじめの防止

に向けて取組をしております。

「1 社会総がかりでのいじめの防止に向けた機運の醸成」です。(1) いじめ防止フォーラムということで、11月1日に約1,100人の参加者のもと、開催しました。内容の後半の部分になります。当日、子どもたちからは、いじめられていることを言うことはハードルが高い、先生や周りの大人等が変化に気付き行動を起こしてほしいという意見が出されました。大人が自らの言動が子どもたちに影響を及ぼすことを認識して、子どもたちとしっかりコミュニケーションをとり、注意深く観察するなどして、解決に向けて早期に対応することが大切であることが確認されました。

(2) ピンクシャツ運動の推進です。学校では、児童会や生徒会が呼びかけをして、名札にピンクのリボンをつけたり、ピンクのシャツや小物を身につけ、挨拶運動を実施したり、文化祭で保護者と連携して取り組まれました。いじめ防止応援サポーターでは、主催のイベントで参加者と一緒に取り組んだり、仕事の際にピンクのシャツを着て接客するなどの事業者の特性に応じて取り組まれているところです。ピンクシャツ運動に取り組んだ県立学校は、高等学校65校中17校、特別支援学校18校中8校でした。

2ページをご覧ください。(5) いじめ防止応援サポーターの主体的な取組です。1月11日現在、登録数は89です。1つ目、地域交流広場ネットワークでは、主催のイベントを11月17日に開催をしていただきましたが、参加者にいじめ防止についてのメッセージを付箋に書いてもらい掲示するとか、桑名市社会福祉協議会の多度支所長によるいじめ防止のアピールを行っていただいております。

それからe i s uグループ、学習塾ですが、いじめ防止7か条を作成し、県内の全ての教室に掲示し、子どもや保護者へ啓発をしている。また、職員が子どもの様子をよく観察し、サポーターとしての役割を果たすよう努めているということで、このあたりは、別紙の活動を取りまとめた3ページのところに、地域交流広場ネットワーク主催のイベントのチラシであるとか、当日、配布された小物、e i s uグループ独自のいじめ防止7か条を掲載してございます。

一つ飛びまして、相好体操クラブですが、毎月の社内会議で各教室の子どもたちの様子について情報交換をしているということです。いじめに係る事案については、必ず報告をすることとし、その後の対応について協議し、対策を講じるということをしていただいております。

3ページをご覧ください。個人でも登録をしていただいているところがありまして、個人的に自分のお子さんが通う学校にピンクシャツ運動のパンフレットを渡していただいていた働きかけを行ったところ、その学校がピンクシャツデーに取り組んだという報告もいただいております。

「2 いじめの防止のための児童生徒の主体的な取組」です。上野高校です。これは別紙の4ページにも写真が掲載してありますが、上野高校では上野市駅前で「ストップ!いじめ 上野高校」と書いたカードを掲げ、あいさつ運動を実施したということです。生徒会役員と学校がいじめ防止に向けての標語を募集し、優秀作品をポスターやピンクTシャツ作成時の広報用標語として利用をすることなどに取り組んでいたいただいております。

特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校です。これも別紙の5ページに写真がありますが、文化祭来場者に対して、児童生徒会長が作成したピンクシャツデーの説明といじめを無くしたいとする自分たちの願いを記したメッセージを、ピンクの紙にプリントして配るという取組をしていただいております。

続いて、桑名工業高校です。別紙の6ページの下の方の写真ですが、近隣の企業で出た廃材を活用し、8月の高校生意見交流会で作成された行動宣言と、ピンク色をあしらったボールペンを啓発物品として作るという取組をしていただいております。

続いて、4ページをご覧ください。小中学校でも取組をしていただいております。桑名市の小学校では、児童集会の総務委員会というところが「ににこ5か条」というものを発表して呼びかけているということで、5か条がその下に記してあります。

四日市市の小学校でも、名札にピンクのリボンをつけ、ピンクシャツ運動に参加をしたということです。

その下の人権学びの発表会では、11月4日に開催されておりますが、これは別紙の5ページの下の方の写真ですが、参加した生徒が、自主的にピンク色のガムテープを自分たちの制服に張って、そのガムテープにいじめ防止のメッセージ等を書いて、ピンクシャツ運動の一つの取組としております。

「3 児童生徒等がいじめの防止の重要性の理解を深めるための教育・啓発」です。最初の四日市中央工業高校ですが、文化祭でPTA役員がバザーをするときに、ピンクのおそろいのシャツを着て、いじめ反対の意思表示を行っていただいております。別紙6ページの上の方の写真です。

5ページをご覧ください。桑名高校定時制では、LINE株式会社の社員の講演を聞いたということで、一つの写真から読み取ることができる情報を探して、写真を掲載する注意点や情報の知識を体験し、個人で文字や写真など感じ方、受け止め方が違うことなどを体験しております。

松阪市の中学校では、家庭・地域向けの啓発資料を、保護者には全員、地域には約700の自治会に回覧を依頼して、いじめ撲滅に向けた協力を依頼する取組をしていただいております。

「4 今後の取組」です。こういった取組については、県教育委員会のホームページ等で紹介をしていきたいと思っております。

4月と11月の強化月間では、ピンクシャツ運動を推進して、メディアや様々な機会を活用し、いじめ防止に向けた機運の醸成を図るための啓発を進めていきたいと考えております。学校においては、4月は環境が変わる節目の時期であることから、入学式、始業式、学級開き、PTA総会等の場を利用し、児童生徒や保護者に対して、いじめの防止等の重要性に関する理解のための啓発を行うよう学校に対して周知していきたいと思っております。また、いじめの防止に向けた意識を改めて醸成する機会と捉え、いじめの防止に向けた学校・学級目標を設定するなど、児童生徒一人ひとりが自らの行動を考える機会としたいと思っております。11月の強化月間は、各学校の教育活動に基づく主体的な取組の推進、あるいは家庭や地域との連携の取組を進めていきたいと思っております。

社会総がかりでいじめの問題を克服するため、今後もいじめ防止応援サポーターの

拡大に努めるとともに、サポーターと連携し、各サポーターの特生に応じた主体的な取組が進むよう働きかけていきたいと思っております。

【質疑】

教育長

報告3については、いかがでしょうか。

岩崎委員

今後の取組の話でいうと、4月はどちらかといえば教職員からの働きかけや周知が中心になって、11月は児童生徒の主体的な取組が中心になる、そういう感じでいいんでしょうか。

子ども安全対策監

4月は学校では環境が随分変わる時期でありますので、ここで具体的な取組はちょっと難しいかと思います。いじめ防止に向けた意識を高めるための周知啓発を行っていきたいと思っています。そういう中で、学校では1年間の目標設定などをしながら、それに向かって取組を進める中で、11月に児童生徒の主体的な取組につながっていけばいいかなと思っていますところです。

森脇委員

高校は名前が出ているのですが、小中の名前が出ていないのはどうしてかと思ったのですが。それは個々の取組だからということでしょうか。つまり、個々の個別的な取組である以上、市町の教員の働きかけなどがあまりないから、こういう記載方法になったのか。その辺お願いします。

子ども安全対策監

そういう深い意味があるわけではなくて、市町教育委員会からはすべて報告をいただいております。市町教育委員会で取りまとめをして報告をいただくときに、学校名が記載なく上がってくる場合があり、聞けばわかると思うんですが、それでこのようなお示しの仕方になっています。市町教育委員会の中には、個別の学校のシートを直接送っていただくところもあるんですが、一回、市町教育委員会で学校から上がってきたものを取りまとめていただき、一枚のペーパーに落としていただくと、学校名がわからないところがあったりするので、そういうような理由で今回、学校名を記すことができないということです。

森脇委員

これは公表はされるのですか、例えばホームページとかで。

子ども安全対策監

ホームページのほうで公表しようと考えております。

森脇委員

そのときに少し検討をしていただければいいかと思います。

子ども安全対策監

わかりました。

黒田委員

公表していくときに、取組事例がたくさん掲げてありますが、結果、生徒さんたち

がそれをやったことによって何を感じていたのかというのを知る機会があるとありがたいですね。もし取れるならば。そうすると活動も広がるのかなと思いました。

原田委員

地域という観点で見ると、小学校区、中学校区での取組が非常に重要視されてくるのかなと。一つの取組事例として、今期、11月にピンクシャツ運動に取り組んだことを具体的にしていくためには、社会総がかりという言葉には、小学校区の働きかけが非常に大きいのではないかと思います。

高校は、いろんなところから通ってくるという場所であって、子育て経験からすると、小学校が一番地域に密着していますので、この松阪の廃品回収とか、そういった細やかなところへ、来期はつなげていくべきだと、感想として思います。

教育長

あとはいかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—